

審議内容

1. 開会

事務局 委員の出席状況の報告をいたします。

本審議会の委員総数は10名でございます。本日は6名の委員にご出席いただいております。城陽市上下水道事業経営審議会規定第4条第3項の規定により、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

なお、太田副会長、塩田委員、清水委員、坂東委員については、欠席のご連絡をいただいております。

会長 委員の皆さん、大変お忙しいなかお集まりいただき、どうもありがとうございます。

ただいまより、第5回の城陽市上下水道事業経営審議会を開催いたします。

まず、本審議会の公開、非公開について、でございますが、次第にありますとおり、答申案について、が主な議題でございます。

本日の会議は公開として取り扱わせていただきたいと思いますと考えておりますけれども、委員の皆さま、ご意見等ございますでしょうか。

一同 異議なし。

会長 ありがとうございます。

では、本日の会議は公開とさせていただきます。

それでは、この式次第に基づきまして、会議を進行いたします。

最初にあいさつということで、大喜多部長、よろしく願いいたします。

2. 挨拶

部長 失礼いたします。城陽市公営企業管理者職務代理者上下水道部長の大喜多でございます。

本日は大変お忙しいなか、また立冬が過ぎ、寒さが日増しに増しているこの時期にもかかわらず、城陽市上下水道事業経営審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題は、ご案内のとおり、答申案について、でございます。

これまでの審議会と財政検討部会での議論を踏まえ、答申書として最終取りまとめたものとなっております。

審議内容

委員の皆さま方の活発な議論をお願いしたいと思います。

本日はよろしく願いいたします。

3. 議題

会 長 それでは、3の議題、①答申案について、でございます。

答申案については、前回の会議において、城陽市水道事業ビジョン案の内容について、パブリックコメントの結果報告、並びに、その後の変更内容を報告するとともに、最終の修正意見の期限を10月末としていたところでございますが、特にご意見はございませんでした。

従いまして、城陽市水道事業ビジョンについてはこれで確定となりますことから、前回からの修正分を加え、冊子としての体裁を整え、本日、配布しております。

内容についての修正はございませんが、それ以外の部分でこれまでお配りしているものと追加修正している部分がありますので、その点について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。

本日お配りしております、城陽市水道事業ビジョンの冊子をご覧ください。

まず、最初の表紙でございます。

市の花でございます花しょうぶを付け加えさせていただいております。

次に、4ページをお願いいたします。

図の2の1、「主な水道施設の位置」におきまして、芦原ポンプ所付近に国道307号が走っておりますが、国道307号のバイパスとして、青谷道路が開通いたしましたので、その路線を追加しております。

これは、50ページにもございます図6の4の基幹管路の耐震化計画(概要)の図も、同じような形で、国道307号の青谷道路の部分を追記いたしております。

次に、71ページ、72ページでございます。

城陽市水道事業ビジョンの策定経過、それと城陽市上下水道事業経営審議会の委員名簿、財政検討部会の委員名簿を追記いたしております。

審議内容

それと、最終ページのところに、裏表紙の部分を付けさせていただきました。
修正部分につきましては以上でございます。

会 長 ありがとうございます。いかがでしょうか。何かご意見等ございますでしょうか。

内容にかかるような修正はないかと思うんですけれども、特にご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

一 同 はい。

会 長 どうもありがとうございました。

それでは、これで確定でございますけど、もし、さらに軽微な修正等が出てきた場合には、会長に一任していただくという形を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

一 同 異議なし。

会 長 ありがとうございます。

本日は4名の委員が欠席されておりますけども、前回の審議会において、欠席となる委員については事前にご意見をお伺いして、ここの会議でお伝えするという事等、しておりました。欠席される委員の意見など、何か事務局のほうからあればご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、欠席委員からいただいております意見について、報告させていただきます。

まず、太田副会長でございます。

答申案につきましては意義がないということですが、答申案につきましては、審議会としての審議結果を示すもので、その結果に至るまでのその他意見の取り扱いについてどうするのか、というご意見をいただきました。

当該意見につきましては、審議会、財政検討部会においてさまざまな意見が出された意見については、答申の城陽市水道事業ビジョンに対する意見のそれぞれの項目に含まれるものでございますので、その意見については反映していると考えているところでございます。

この件につきましては会長とも協議いたしまして、副会長にもご理解をいた

審議内容

だいているところでございます。

次に、塩田委員からでございます。

文章でいただいておりますので、原文のまま読み上げさせていただきます。

「この度、水道審議会に参加させていただき、大変意義のある意見交換をさせていただきました。

今回の料金改定に関しましては、他市町との比較や多くの資料を提示していただき、本市の今後の状態を鑑み、必要なことと理解しております。

また、将来の子どもたちに負担を残さないためにも、より良い改定が実行されますことを望みます。」

最後に、清水委員、それから坂東委員でございます。

両名とも答申案については、これまでの審議会、財政検討部会での議論が取りまとめられており、特に意見はない。ということでございます。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

欠席の4名の委員の方々のご意見等をご披露させていただきました。

それでは、また新たなこの答申案につきまして、何かご意見をいただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

前回、かなり議論したと思っておりますが、またここで何かご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

委 員 答申案の説明はないのですか。

事務局 先ほど、欠席委員の意見のほう述べさせていただきましたけれども、答申書の内容を、あらためてご説明させていただきたいと思っております。

答申書の案をご覧くださいませでしょうか。

答申案につきましては、「はじめに」、「城陽市水道事業ビジョンに対する意見」、「おわりに」、の3部で構成しております、最後に審議会および財政検討部会の審議経過、および委員名簿を記載しております。

読み上げて、説明に代えさせていただきます。

《城陽市水道事業ビジョン策定について答申書（案）に基づき説明》

審議内容

会 長 何かご意見等ございますでしょうか。

委 員 大変ご苦労さまです。

基本的には、この答申書について賛成というか、非常にいいものができたな
と思っておることを前置きしまして、4点から5点、ちょっと質問ないしご意
見を述べたいと思います。

1番目ですけれども、2ページの③番の財政のあり方についての8行目のほ
うなんですけども。

被災時の応急復旧に要する資金を内部に保持しておくことが望まれます、と
いうこういう文面になっていきますけれども、素人的にこの文面をぱっと見ます
と、今までは保持されてなかったのかと。

やっぱり保持することが必要ですよという、そういうふうにとられる面が
ありますので、今でも保持はされていると思いますので、ここは今後について
もなお一層、着実な保持に努めなければならないとかね、今でもやっているけ
ども、なお一層、必要ですよということをちょっと書いたほうが、よりインパ
クトがあるのかなというふうに思いました。

次の2点目ですけれども、④番と⑤番と⑦番。これはすべて同じ項目なん
ですよ。別々にする必要ないと。水道料金の改定についてじゃなくて、水道料
金の制度の改定という、大きなくくりで、制度を変えるんだというところで、
23%の改定の必要、基本料金の考え方、減免制度の考え方、これすべて水道料
金に関わる項目なんです。

こういうのは別に個別に項目として書く必要ないということで、私が思うの
は、水道料金の制度面の改定ということで、改定と基本料金、減免ということ、
1つのくくりとしてされたほうが、私的にはいいのではないかなというふうに
思いました。

3番目ですけども、⑧番、定期的な経営状況の検証、見直しとあります。

この⑧番では、何が言いたいのかなということ、ずっと読んでみたら、今回
でき上がった城陽市水道事業ビジョン、この3行目にも書いていますけども。
ビジョンの進捗状況、3年から5年に定期的に検証しますよ、PDCAも回しま

審議内容

すよということは、これが大命題であって、そのなかに経営状況も入ると思いますのでね。

ここは例えば、定期的な水道事業ビジョンの検証と見直し、という表現されたほうが、経営状況だけではなくて、ビジョン全体を定期的に検証、見直しをするんだということで、定期的な水道事業ビジョンの検証と見直しと、形でこの⑧番の表題は変えたほうがいいんじゃないかなと思いました。

それと、ちょっと言い忘れましたけども、その⑧番で、冒頭に水道料金の改定率云々と書いていますけども、水道料金のこともすべてビジョンのなかに入っていますからね。

水道料金が前面ではなくて、ビジョンのなかに水道料金があるわけですから、やっぱりビジョンっていうのは、表にでるほうがいいと。ちょっとつけ加えます。

4点目ですけども、この答申書見てましたらね、1ページ目には、はじめにという欄の、後ろから3行目は、公表にあわせて広く使用者に発信、使用者という言葉が書いています。

3ページ目の⑨番では、使用者への周知、使用者で3文字。ところが最後の行が、利用者の水道事業に対する理解ということで、使用者と利用者、どう違うのかなというふうに思いました。それは深い意味があるのであるならば、これでいいと思います。

使用者と利用者という語呂あわせですけども、統一すべきなのか、いやいやこれはきちっと別で意味があるんですよということだったら、これでいいと思いますけど。

あと1点だけつけ加えておきますけれども、一昨日の読売新聞のトップ記事に出ていました。

私も非常に関心がありますので、これ何が書いてあるかいうたら、各行政、水道が非常に悪い財務体質だと、大変な状況にあるよと。国としてもなんとか面倒みるということで、国としても、水道事業の統合に金を出していこうというような、そういう記事が載っていました。確かに大変な経営状況で、給水人

審議内容

口も減っていますし、大変です。

このことが、今すぐ城陽市の水道にどうかこうとかではないんですけども、これは議事録外かもしれませんが、こういったこともちょっと頭のなかに入れて、定期的な見直しがありますし、大きく宇治、久御山、城陽が、それこそ統合するかもしれませんが、京田辺とかね、そういったことも視野に入れながら、定期的なビジョンの検証、見直しというのをされたらよりいいんじゃないかなというふうに思います。

会 長 事務局いかがですか。

事 務 局 まず、定期的な経営状況の検証、見直しの部分のところで、タイトルからいきますと、料金に特化したようなタイトルになっているのではないのかなというところのご指摘だと思います。

内容的には、ビジョンだけに限らず、そのビジョンの見直しに併せて、料金の部分につきましても、経営状況を見て、3年から5年ごとに見直すことが必要だと考えており、前段にも書いてありますとおり、水道料金の前回改定が平成6年でございますので、もう二十何年も改定してない状況がずっと続いていたというところもございます。

そういったこともございましたので、この部分につきましては、料金だけではなくに、ビジョンの改正もそうですし、料金の改定につきましても、社会経済情勢なり、城陽市の状況を見つつ、定期的に見直し、検証を実施していきなさい、との意見であるととらえております。

それと料金制度、④番、⑤番、⑦番につきまして、同じようなものなので、料金制度面の改定ということで1つまとめてはいかがかというご意見ですが、制度面でいきますと、料金もそうですし、基本料金であったり、従量料金であったり、その料金体系自体のあり方、全体も含めたものというふうな捉え方になろうかと思われまます。

今回料金につきましては、過去、平成6年にさかのぼる料金改定の部分、この部分の水準がどうなのかというところの部分が検討の出発点ということで考えており、1つにまとめるよりも、それぞれの問題点を明らかにする必要が

審議内容

あると考えております。

基本料金部分につきましては、原則と比べると基本料金に対する割合というのは少し低いということでありましたのでこれを是正するという、基本料金減免制度につきましては、料金とは別に制度自体のあり方について、今一度見直していったらどうかというところでご意見をいただいた、と理解しております。

読売新聞に載っておりました、水道事業の統合に関することをございますけれども、われわれのほうも承知しておりますし、そういったものも含めた形でのビジョンという理解をしております。

水道事業統合につきましては、委員のほうもご理解いただいている部分のところではあるかと思うんですけども、水道事業自体、われわれ中小の水道事業体につきましては、なかなか今後単独で事業経営をしていくというところが、難しい団体が非常に多くございます。

それぞれの事業体で、事業経営をしていけるというような財務体質や、人員体制であれば、統合というのは必要ないものと考えますけども、今後持続的に安定して水道水を供給していくためには、どうしていくべきか。

そういったものの選択肢の1つであるというような形で考えております。

必要であれば、統合なり、広域化という部分の選択肢を取っていくということになりますし、必要でないというような事業体であればこれからも単独で事業を実施していかれるのではないのかなというところがございます。

使用者、利用者をどう使い分けをしているのかというところがございますけど、使用者につきましては、実際にお使いいただいている方、利用者につきましては、市内、市外の人も含めまして、城陽市の水道を利用している方という形で考えたものでございますけども、基本的には使用者も利用者も同じカテゴリーのなかには入ってくるものと考えます。

会長 使用者、利用者は、特にあまり変わらないですよ。

そのへんはこちらで検討をして、統一をするんだったら、統一をするという形がいいかと思えますね。

審議内容

ほかに何かご意見はございますでしょうか。

委員 説明があったとおり、基本的にはこのままでいくということなんですかね。

私が思うのは、答申書で会長の名前がぼんと入っていて、これを答申しますということで、じゃあ、意見は何本柱からなっているんだと。

ビジョンを実現するために、人材の育成、財政、水道料金の制度、それから広報による周知、ぼんと大きな柱があるわけですよ。その柱のなかで何回思っても、この④番と⑥番と⑦番が、こんな別にこれが1本の柱としてあるのかなというような、一緒にしたらいいですし、⑧番でも、ビジョンがまず大命題があって、そのビジョンの進捗状況をきちんと定期的に検証をなさいよ、検証していきます、検証します、そのなかに料金制度というのはあるわけです。

いろんな説明資料があるんですが、いったい何が言いたいのか。

同じようなものはきちっとひとくくりにして、わかりやすくするべきと思うのですが。

会長 私の意見としては、あくまでも答申案で、われわれは経営企画とかそういうことをやっているわけではないので、どちらかといえば、自由度を高めるような内容で出したほうがいいですよ。

これをやりなさいとか、こうであるというのは、それは答申案としては、あまりふさわしくない。

われわれは経営を別に今度責任を持ってやるわけではないですからね。

あくまでも、皆様のご意見等をここで反映して、議論したやつをまとめた結果がこういう結果であり、あとは市に答申案を出すわけですね。

私はどっちかといったら、562円といった数字自身を出すのはあまり好きではないんです。

自由度を高めて、もう少しぼわっとしとったほうが、やりやすいのではないかなと思っています。

どちらかといえば、ここをつまみ食いする、あるいはここをちょっと変えてもいいのではないかと、そういう面で答申案はかちっかちっく決めたら、あまりよくないのではないかなと思っています。

審議内容

だから、こういうものは問題があつて、こういうところはどうですか、望まれますとか、答申案にはこういうことを書いているので、あとは市のほうがそれをしっかり、あるいは議会でしっかりと議論をいただいたき、実際に取り組んでいただくというような形でいいんじゃないかなと思うんですよね。

われわれが経営企画において、あんまりがちがちと書いたら、正直言ひまして、われわれは責任が取れませんからね。

そこまでやれというのであれば、私は責任を取ってやりますけど、そういう立場のところではないので。

委員 答申案としてということですね。

会長 そうです。ふわっとしているほうが私はいんじゃないかなと思うんですけれども。これは私、会長の意見ですけど。

いかがでしょうかね。ほかの委員の方のご意見は。

委員 僕自体は基本的に、これでいいのかなと思つていまして、趣旨は、今、会長がおっしゃっていましたように、どういうところを重点的に議論したのかという部分が反映されていることが一番大事かなと思うんですね。

ご指摘があつた、水道料金のところに関しましても、実際審議会のなかで、それぞれ基本料金とか、経費の削減とか、料金の見直しとかというところを個別に議論をした部分がありますので、そういった部分がわかるほうが、より理論的なカテゴリーというよりも、僕らが議論した内容というのが明確になつて、それが伝わるようなほうがいいかなと個人的には思いました。

会長 ありがとうございます。

③番、④番、⑤番、⑥番、⑦番、このへんは、財政、あるいは料金の話なんですね。

これだけ具体的に入っていたら、やはり市としても、これはかなり時間を割いて議論されたかなというのがわかるんですよね。

そのなかで、だけどやっぱり大事なものは、その前の①とかこういうところがやっぱり、包括的だけれども、大事なとこだと思うんですね。

それと人材の確保、こういうところはやっぱり前のこれを①番、②番に持て

審議内容

きたというのは、ここもやっぱり大事ですよということを表している。

③からこれだけ料金改定うんぬんというのは、これだけたくさんあったら、やはり経営状況、もう少しそこをちゃんと、しっかりとやってくださいよというような答申案になっているのかなと、私は思います。

いかがでしょうか。何かほかにご意見等がございますでしょうか。

委員 委員のご意見もごもっともと思うんですけど、いろんなことが分かれ出る方が読みやすいかなと。

それともう1つ、私は水道の事業というのが、最初から議論をしたとおり、非常に一般的な経営から見ると、顧客が減って、コストがかかる状況ですという意味では、一番何が問題かという、「継続的に安心して」というところが、今一番問題になっているのかなということで、最初書かれているので、いい答申かなと私は思っております。以上です。

会長 ほかはどうでしょうか。いかがでしょうか。

⑧番もそうですね。ここを私も、いろんな経営体制のやり方もあると思いますし、読み方次第なんですけど、先ほどの事業統合も入っていると思えば、入っていると思います。

そういったことをもっと明確にするのであれば、たとえば、簡単なものであれば見直し等、あるいは、他の経営体制の検討等とか、なんかそんな文章を入れるとか、そういうことも1つかなと思うんですけども、そこまでやる必要があるか、ないか、なんですね。

だから、経営体制自身もこのなかに含まれているんだということもあると、そういうこともわれわれの気持ちとしてはそこに入れているつもりです。

委員 経営状況というもののすごい幅があり、これはあまりも大きい。

会長 それはもちろんその経営ということに対してのやっぱり見直しはやってほしいということですね。

3年から5年と、このへんは具体的に書いていますけども、やはり今までがずっと長すぎたので、やはり明確に3年から5年ぐらいのあいだに見直してください、ということはよいと思います。

審議内容

経営状況は確かに大きいことなので、いろんなことをやらないといけないので、それはそれでいいのかなと思います。

これだけでやりなさいというよりも、やっぱり広く考えたほうがいいかと思うんですね。

委員 ③から⑤というのは、本ビジョンの前期のまとめと総点検うんぬんと書いていますけど、3から5年後にはこういう形で、総点検されているということですよ。

会長 たぶん、それは絶対やらなきゃいけないと思うので、この審議会の意見としては、こういうところもそれは必ずやってくださいねということは、付して言っていったらいいと思いますし、私が答申する際には、そういうことは申しあげようかなと思っています。

事務局 ビジョンにつきましては7章で書いているとおり、当然見直ししていくべきものと考えておりますので、間違いなくやっていきたいと思っております。

それと新聞報道から水道事業の統合についてご提示いただいたんですけども、当然私のほうも議会等におきましても、やはりこれから経営状況が厳しくなっていく状況は説明をしております。

そのなかの1つの手段として、やはり広域連携等々を考えていかなければならないということも、答弁のなかで言っているところもございます。

当然、そのようなことも考えていって、よりよい経営をしていきたいと思っています。

上水も下水も施設産業ということで、特に公がやっているというところがございまして。それについてはやはり国からの補助もかなり減っていく、国は早く離したいというところもあると思っております。

そういう面からも厳しい状況、補助金などをいただけるような状況であれば、当然、補助金をいただくような形で進めていきますし、それは他市町村も含めて、そういう形で進めていかれるところがございます。

そういうことを含めて考えていきたいと思っておりますので、ご理解のほう、よろしくお願いいたします。

審議内容

会 長 その他、何かご意見はございますでしょうか。

委 員 私は、食生活改善推進のほうで、健康づくり計画の策定なんかにも携わったんですけれども、そういうのと違いまして、本当に水道事業に関することというのは、私にとってはとても難しくて、本当に毎回毎回勉強させていただきました。

主婦としては、今までは城陽市は水道代が高いんじゃないかなと思っておりましたし、本当に安心、安全なお水なのかなっていうあれがありました。この会議に出させていただきますして、そういった疑問は解消できました。

料金が改定されることになりましたが、年金生活者としては本当に大変苦しいことですけれども、納得いくことがたくさんありましたので、その説明を、私はお友達なり市民の皆さんに聞かれたら、本当に安心、安全な水道であることを伝えていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

会 長 その他何かありますでしょうか。

例えば使用者と利用者の使い分け、といったようなものがありました。そういった細かい部分については、会長一任していただいたら一番いいんですけれども、いかがでしょうか。

ほかにも、③のところ、応急復旧に対する資金を内部留保、これも当然継続的に、これをずっとやっているということで、なんらかの言葉を入れとくということなので、ちょっとここも検討させていただきたいなと思います。

あとは、それでよろしいでしょうか。

委 員 この⑨番に広報による周知とあるでしょ。これもちょっと、もうちょっと文面考えよと、私は思います。

たとえば、「使用者に対するわかりやすい広報による周知」とかね。

広報による周知なんていうのは、継続的にやっている。だけど、今回はそうじゃないんだと。

大きく改定とかしますから、よりわかりやすく周知をしてくださいねという答申書ですから、もうちょっとブレイクダウンして、わかりやすく表現にすべきだと思います。

審議内容

会 長 「広報の周知」というか、「広報の充実」ぐらいでいいかと思うんですね。そのへんも併せて検討させていただくということで、よろしいでしょうか。特にないようでありましたら、少し軽微な修正、今、ご意見いただきましたことについては、事務局で考えていただきまして、その内容の修正については、会長に一任していただくということでよろしいでしょうか。

一 同 異議なし。

会 長 そのようにさせていただきます。

では、この答申案について、この審議会としては了承ということにさせていただきますのでよろしいでしょうか。

一 同 異議なし。

会 長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本審議会の審議は終了といたしました。

本日の案件は以上でございます。長時間にわたり、どうもありがとうございました。それでは事務局にお返しいたします。

事 務 局 会長、ありがとうございました。

本審議会の諮問事項につきましては、本会議をもちまして、すべて審議を終了いたしました。

平成29年8月21日に、第1回の審議会を開催させていただきまして以降、長期間にわたりまして、審議会、財政検討部会のご審議をいただきまして、ありがとうございました。あらためてお礼申し上げます。

それでは、本審議会の審議の終了にともないまして、会長から一言お願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会 長 皆さん、本当に長期間、1年と約2カ月、3カ月ぐらいですか。

本当に、この城陽市の水道事業に関するさまざまなご意見、あるいはご議論していただきまして、本当にありがとうございました。

水道事業、いろいろと厳しい面が、これからあるということで、それについて理解が深まり、あるいは城陽市の将来にわたって、こういうことに携われたということは、われわれにとっても大変意義あることだと思っておりますし、

審議内容

皆さまの本当に貴重なご意見等をお伺いすることができて、この審議会は充実したものであったなと思っております。

実は、今、臨時国会が開かれておりますけども、そのなかで水道法の改正でしようか、これが出されようとしております。

今、外国人のうんぬんとか、ああいうことがメインになっていまして、たぶん、すっと通ってしまうと思うんですけども。

改正法というのは何かというと、簡単にいってしまえば民間事業者もそこに参入できるという、そういうものですね。

これは、日本として、政府として逆行しているんじゃないかなと私は思っております。というのも、1985年ぐらいで、イギリスとかフランスとかアメリカとかは既に民営化しています。

たとえばロンドンもパリも、水道を民営化していますが、それがことごとくうまくいっていないんですね。

パリ市では、この十何年間で250%以上の料金改定、要するに値上げになっております。

これはコンセッション方式といって開きみたいなものなんですけども、民間業者、これを今、水メジャーという1つの大きな会社がやっておりますけども、こういうところに任してしまうと、どうしても民間の場合は利益を得るためにやりますし、あるいはコスト削減をやります。

そうすると、ロンドンでもパリでもどういうことが起こったかということ、赤痢菌が入ったりとか、安全な水が安全でなくなってしまうという、そういうことになっています。

それと、料金は、ここ城陽市で先ほど23%ですけども、そんなもんじゃないと。100%以上上がると、あるいは200%上がるという、こういう形になっていて、今そういう都市はどうなっているかって、もう一度公共のものに戻しています。

契約が切れて、また昔の公営水道として、それをやろうとして、そういう状況があちこちで生まれているんですね。

審議内容

それを日本は民営が入っていいと。その1つの根拠としては、浜松市の下水道が民営化して、これうまくいってると。

1つの根拠なんですけども、それはヴェオリアというフランスの企業が入って、たぶん、日本で初めて入ってきたと思いますけど、われわれがやったらこれだけ安くできるよという、今はパターンを示しています。

たぶん、赤字覚悟でやっていると思うんですけども、それがどんどん広がっていったら、たぶん料金改定とか、どんどんやっていくと思うんですね。

だから、さっきの広域も1つのやり方だと思いますし、安易に民営化というのは、やはりできたら、よく慎重になっていただきたい。

世界の情勢からしたら、まったく、これ逆行しています。そういうことも付け加えて、今の状況をお話させていただいて、私のごあいさつとさせていただきます。

事務局 ありがとうございました。

それでは、今後の予定について申し上げます。

答申につきましては、現在11月20日の火曜日に、城陽市公営企業管理者職務代理者に行うべく日程の調整をしているところでございます。

答申を行いましたら、その旨、委員の皆さまにはお知らせをいたしたいというふうに考えているところでございます。

最後に、本審議会、委員の皆さまに対しまして、大喜多公営企業管理者職務代理者よりごあいさつ申し上げます。

部長 失礼いたします。会長をはじめ、委員の皆さま方におかれましては、昨年度からの長い期間にわたり、城陽市上下水道事業経営審議会において審議をいただきまして、誠にありがとうございます。改めてお礼を申し上げます。

本日の会議をもちまして、答申の目途を付けることができました。

これもひとえに、委員皆さま方の熱心なご議論のものでございます。

昨今の水道事業を取り巻く環境は、非常に厳しいものがございます。

しかし、ライフラインの1つである水道を預かりますわれわれの使命は、城陽市水道事業ビジョンの理想像にもありますように、将来においても安全で安

審議内容

心な水道水を継続して供給するというところでございます。

先ほど会長のほうからお話がありましたように、やはり継続していかなければならないと。それを民に任せていいのかというところも、今後検討していかなければならない状況だと思います。

それによって継続できなければ本末転倒というところもございます。今後も含めて、そういう情勢も含めながら、いろいろ検討していくことは多々あると思います。それが今回のビジョンにつながっていくと思います。

今回の審議をいただきました、城陽市水道事業ビジョンには、この10年間に取り組むべき13の重点施策も明示され、また、水道料金の改定についても言及されているところですが、いずれも本市の水道事業を継続して運営していくためには、欠かすことができない重要な施策と捉えております。

これらの施策以外にも、取り組むべきことは多数ございますが、城陽市水道事業ビジョンをみちしるべとし、今後の水道事業の運営にあたってまいりたいと思います。

すべての審議が終了いたしましたことから、会長から答申書をいただくこととなります。答申書に基づき、速やかにさまざまな施策を進めてまいりたいと考えております。

委員の皆さま方におかれましては、今後とも、城陽市上下水道事業に対しまして、ご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

事務局 最後に事務局からの連絡でございます。

お帰りに、第4回の審議会の会議録の案をお渡しいたしますので、ご意見等ございましたら、11月22日の木曜日ごろまでにお知らせいただきますようお願いいたします。

本日の会議録につきましても、早急に取りまとめまして、確認をしていただきたいと考えておりますので、引き続きよろしくようお願いいたします。

なお、委員の皆さまの任期でございますが、城陽市執行機関等の附属機関の設置等に関する条例におきまして、2年となっております、平成31年3月31日

審議内容

までが任期でございます。

諮問がありました案件につきましては、答申をいただくことで終了となりますが、この後、審議会において、ご審議をいただく必要があるような案件が出てまいりましたら、会長と調整の上、審議会を開催いたしたいと思っておりますので、その際にご参集のほうよろしくお願いたします。

以上をもちまして、第5回城陽市上下水道事業経営審議会の散会いたします。

どうも、ありがとうございました。